

第 16 号議案

豊後大野市社会教育委員条例の一部改正について

豊後大野市社会教育委員条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 26 年 2 月 28 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準について条例で定める必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市社会教育委員条例の一部を改正する条例

豊後大野市社会教育委員条例（平成 17 年豊後大野市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(委員の定数及び委嘱の基準)」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から豊後大野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

第 4 条中「豊後大野市教育委員会」を「教育委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。